

## 最良執行方針

---

令和 5（2023）年 9 月  
moomoo 証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。なお、外国の金融商品取引所に上場されている有価証券の委託注文の執行については、別紙「外国の金融商品取引所上場有価証券の委託注文の執行について」をご参照してください。

### 1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、E T F（上場投資信託受益証券）、R E I T（不動産投資信託の投資証券）及び E T N 等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券等で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」

### 2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社では、お客様からいただいた上場株券等の売買に係る委託注文は、特に指定のない限り、次に掲げる方法により執行いたします。

#### (1) 上場株券等

お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、P T S（私設取引システム）への取り次ぎを含む金融商品取引所外売買の取扱いは行いません。

- ① お客様が執行すべき金融商品取引所を指定された場合は、ご指定の金融商品取引所に取り次ぎます。
- ② お客様から委託注文を受託しましたら、国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所に取り次ぎます。金融商品取引所の売買立会時間外に受注した委託注文については、当該金融商品取引所が売買立会の注文受付を開始した後に取次ぎます。
- ③ ②における委託注文の金融商品取引所への取次ぎは、次のとおり行います。
  - (a) 上場している金融商品取引所が 1 箇所（単独上場）である場合には、当該金融商品取引所へ取次ぎます。
  - (b) 複数の金融商品取引所に上場（重複上場）している場合において、お客様から執行すべき金融商品取引所の指定がないときは、当該銘柄の一定

期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取引所（以下「主要市場」といいます。）に取次ぎます。なお、銘柄毎に当社が選定した主要市場は、当社WEBサイトに掲載するほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

(c) 上記(b)において、お客様から、翌日以降まで有効な注文をいただいた場合、受託当日における主要市場に当該注文の有効期間を通じて取次ぐこととします。

## (2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしておりません。

ただし、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。なお、売却注文をお受けできるのは、上場廃止になった時点において、当社にて既にお預かりしていたものに限りです。

当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取り次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

## 3. 当該方法を選択する理由

### (1) 上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、金融商品取引所外売買と比較すると、多くの場合、価格の透明性、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

### (2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしておりません。

ただし、上場していた当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

## 5. その他

- (1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。
- ① お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引  
当該ご指示いただいた執行方法（ただし、当社が応じることができる方法に限ります。）
  - ② 投資一任契約等に基づく執行（ただし、当社が応じることができる場合に限ります。）  
当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する執行方法
  - ③ 取引約款等において、執行方法を特定している取引  
当該執行方法
  - ④ 単元未満株の取引  
単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法  
なお、1株に満たない株については、取扱いしておりません。
  - ⑤ 信用取引の決済  
新規建てを行った金融商品取引所で執行するものとします。
- (2) システム障害等により、やむを得ず、本最良執行方針に定める方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。
- (3) インターネット取引での注文の際は、あらかじめ主要市場が表示されていますが、お客様ご自身で執行する金融商品取引所を指定していただくことも可能です（ただし、信用取引の決済においては上記(1)で定める制約がございます。）。

この最良執行方針は、金融商品取引法の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件でご注文を執行するための方針を定めたものです。最良執行義務とは、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務に違反することには必ずしもならないものとされております。

別紙（根拠：最良執行方針）

⌘ 外国の金融商品取引所上場有価証券の委託注文の執行について

当社は、外国の金融商品取引所に上場されている有価証券の委託注文については、現地のクリアリングブローカー（以下「取次ぎ母店」といいます。）へ取次ぐ方式を採用しております。お客様から受託した外国取引所上場株券等の委託注文は、当社から取次ぎ母店へ伝送され、取次ぎ母店により取引所及びATS（Alternative Trading Systems：代替的取引システム）のうち最良気配を提示する市場が選択され、当該市場で執行されることとなります（※）。

※【免責事項】

当社が最良執行を保証するものではありません。

以 上